

物品供給品目区分コード一覧表

品目区分	コード	取扱品目（例）
OA機器・用品	1	OA機器、OA用品、パソコン（付属品含む）、ソフトウェア、トナーカートリッジ、パソコンシステム、他
文具・事務機器・用品、図書	2	印刷用機器類、事務用機器類、事務用品、消耗品、文房具、ゴム印、中質紙、地図、医学書、住宅地図、書籍全般 他
家具、室内装備品、建具寝具類、	3	鋼製家具類、木製家具類、学校用家具、書庫、カーテン、カーペット、ブラインド、布団類、ベット、その他の寝具、サッシ、ふすま、網戸、その他の建具、他
車輛、バイク、自転車、自動車用品	4	乗用自動車、貨物自動車、バス、消防車、給水車、バイク、自転車、自動車用品、他
燃料関係	5	ガソリン、灯油、軽油、重油、LPガス 他
医療用薬品、医療機器、工業用薬品、介護用機器	6	医療用薬品・一般用医薬品等、救急・予防処置用機器、医療用一般設置機器等、次亜塩素酸ソーダ、塩化カルシウム、苛性ソーダ等、車いす、入浴介護機器、トイレ介護機器 他
家電製品、視聴覚機器、通信放送機器、	7	テレビ、ラジオ、洗濯機、掃除機、エアコン、加湿器、換気扇、家電製品、照明機器、音響機器類、視聴覚機器類、放送設備、通信機器類、携帯電話、電話機、ファクシミリ等
精密機械	8	カメラ、撮影機、フィルム、ピアノ、楽器、CD等、時計、貴金属、メガネ、ミシン、理化学分析装置、光学器機器具等
工作・農業・建設機械類 他	9	金属加工機、作業用工具、電動工具、エンジンカッター、チェーンソー、芝刈機、噴霧器、空気圧縮機、水中ポンプ、発電機、他
教育・保育用教材、遊具、スポーツ用品	10	教育用教材、実験機器、教材用標本、楽器・楽譜等、保育用教材、遊具、玩具等、屋内外遊具・用品、トレーニング機器、卓球台、その他スポーツ用品
衣料、日用雑貨類、金物類、	11	衣類、靴、タオル、清掃用品、トイレ用品、ゴミ袋、スコップ類、刃物類、建築金物、脚立 他
消防、防災、防犯用品	12	消火器、非常用飲食料品、ヘルメット、防災用無線機、簡易トイレ、防災倉庫、防犯カメラ、その他消防・防災・防犯用品
看板、標識、旗、環境美化用品	13	カラーコン、のぼり、横断幕、各種看板、各種旗、各種標識、掲示板、懸垂幕 他
食料品	14	飲食料品（非常用は含まない。）
建設資材、材料品 他	15	グレーチング、砂、砂利、コンクリート製品、木材 他
水道関係用備品類	16	各種水道メーター、上・下水道用材料 他

印刷・製本等	17	各種印刷品、冊子、帳票、伝票、封筒、地図等 製本 他 (企画デザインを主とした印刷の場合は、維持管理に登録申請)
保険関係類	18	車両関係保険、損害保険、その他各種保険関係 他
車輛・OA機器等のリース等、	19	車輛・機器のリース、各種リース、OA機器のリース 他
そ の 他	20	その他上記に属さないもの 厨房器具、食器類、舞台装置類、ギフト、買受け(鉄類)、他

注1 機器等の保守管理は、「維持管理等区分コード53(機械・機器保守管理)」になります。

注2 印刷・製本等で申請される方で、パンフレット等(企画デザインか主)の印刷作業を希望される方は、維持管理等の(その他)にも申請してください。また、ゴミ袋を申請される方で、市指定ごみ袋の製作業務を希望されている方は、維持管理等の(その他)にも必ず登録申請をお願いします。

注3 営業種目に関連する資格・登録等の名称については、取り扱う物品等により、必要な場合と必要でない場合があります。登録等を有していない場合であっても、当該種目のうち、登録等を必要としないもののみ取り扱うのであれば、申請は可能です。

なお、当該物品等を取り扱うにあたって、必須となる登録等がある場合には、必ず登録証等の(コピー可)を添付してください。

注4 「物品供給区分コード4(車輛、バイク、自転車、自動車用品)」で申請される方は、「物品供給等の車両関係販売希望内訳書」を提出してください。